質疑応答書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

整理番号

1 3 0 5 1 0 5 5 7

質 問 事 項

1. 過去 10 年間における公共工事のシール ド工事(内径: 4,000mm) を連続して契約した 実績(当初含めて3回)があり、それぞれの掘 進延長は、

その1工事:805m、その2工事:1,200m、その3工事:845m の合計2,850mです。これらの工事は発進立坑から到達立坑までの同一1スパン内(延長2,850m)を連続して掘進した工事です(途中に中間立坑はありません)。これら3件の工事を1件の工事とみなし同種工事実績とすることが認められるのでしょうか。また、その2工事をもってのみ1件工事として認められるのでしょうか。ご教示願います。

配置予定技術者の評価での同種工事の条件 としての実績については、工事(契約)ごと の評価とする。よって、その2工事をもって 1件の工事実績ありと評価する。

口

2. 過去 10 年間における公共工事のシール ド工事(内径:4,050mm)の工事の施工延長 が 2,680mの工事です。切羽の土質が軟岩 (花崗岩・風化花崗岩増)なため途中にビット交換のための中間立坑を 4 か所設置 しました(シールドマシンの引揚げ等はしておりません)。この場合1スパン施工延長2,629m(中間立坑を除くシールド施工 距離)の同種工事として認められるのでしょうか。ご教示願います。

1件の工事(契約)を前提とし、現場条件変 更等に係る発注者と協議(打合せ記録簿等) により、その経過を証明できるものがあれ ば、評価対象とする。

なお、協議過程の証明に際し、発注者との協議(打合せ記録簿等)の写しの提出に加え、 その原本の提示を必要とする。

3.過去 10 年間における公共工事のシール	「総合評価に関する説明書」中,ア)及びウ)
ド工事(内径:10,900mm) を連続して契約し	でいう同種工事の条件に照らし、その1工事
た実績(当初含めて2回)があり、それぞれの	をもって,1件の工事実績ありと評価とする。
掘進延長は、	
その1工事:1,600m、その2工事:420m、	
合計 2,020mです。	
これらの工事は発進立坑から到達立坑まで	
の同一1スパン内(延長2,020m)を連続し	
て掘進した工事です(途中に中間立坑はあり	
ません)。これら2件の工事を1件の工事と	
みなし同種工事実績とすることが認められ	
るのでしょうか。また、その1工事をもって	
のみ1件工事として認められるのでしょう	
か。ご教示願います。	
1	1

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。